

2019年1月21日

各位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
 恵比寿ネオナート
 ジャパン・ホテル・リート投資法人
 代表者名 執行役員 増田 要
 (コード番号：8985)

資産運用会社名
 ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 古川 尚志
 問合せ先 管理本部 IR部長 花村 誠
 TEL：03-6422-0530

発行新投資口数の確定に関するお知らせ

ジャパン・ホテル・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2019年1月8日及び2019年1月16日開催の本投資法人役員会において決議いたしました新投資口発行に関し、海外募集における海外引受会社に付与した追加的に発行する本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）を買い取る権利の行使により発行される本投資口数が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

海外募集における海外引受会社に付与した追加的に発行する
 本投資口を買い取る権利の行使により発行される本投資口数 27,800 口

<ご参考>

1. 公募による新投資口発行

(1) 募集投資口数

下記①及び②の合計による本投資口 447,800 口

① 下記の各募集における国内における引受人及び海外引受会社の買取引受けの対象投資口として本投資口 420,000 口

国内一般募集	206,247 口
--------	-----------

海外募集	213,753 口
------	-----------

② 海外募集における海外引受会社に付与した追加的に発行する本投資口を買い取る権利の行使により発行される本投資口 27,800 口

(2) 発行価格（募集価格）	1 口当たり 76,342 円
----------------	-----------------

(3) 発行価格（募集価格）の総額	34,185,947,600 円
-------------------	------------------

(4) 払込金額（発行価額）	1 口当たり 73,927 円
----------------	-----------------

(5) 払込金額（発行価額）の総額	33,104,510,600 円
-------------------	------------------

<ご注意>この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、発行法人又は売出人より入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(注) 公募による新投資口発行の詳細については、2019年1月8日付「新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ」及び2019年1月16日付「新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口総数の推移

現在の発行済投資口総数	4,010,847 口
新投資口発行による増加投資口数	447,800 口
新投資口発行後の発行済投資口総数	4,458,647 口

なお、上記の他、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われるSMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）により3,700口を上限として、2019年2月20日に、本投資口が追加で発行されることがあります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

国内一般募集における手取金15,247,221,969円及び海外募集における手取金17,857,288,631円は、本投資法人による新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）である「ヒルトン東京お台場」及び「ホテルオリエンタルエクスプレス大阪心齋橋」（注1）の取得資金の一部に充当します。

国内一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限273,529,900円は、「ヒルトン東京お台場」の取得資金の一部に充当します。

国内一般募集及び海外募集並びに本第三者割当における手取金に残余が生じた場合には、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部、借入金の返済資金の一部又は既存物件の競争力維持・向上のための修繕及び資本的支出に充当します。

(注1) 本投資法人が取得を予定している「ヒルトン東京お台場」及び「ホテルオリエンタルエクスプレス大阪心齋橋」の詳細については、2019年1月8日付「資産の取得及び貸借に関するお知らせ（ヒルトン東京お台場及びホテルオリエンタルエクスプレス大阪心齋橋）」をご参照下さい。

(注2) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

以 上

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.jhrth.co.jp/>

<ご注意> この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、発行法人又は売出人より入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。